

マドリッド議定書出願人のための指定締約国官庁への手続きに関する情報

2015 年 12 月

		韓国 (KIPO)
1. 出願時 —MM2 作成時の留意事項—		
1.1 出願人 (MM2, 2 欄)		
1.1.1	出願人を記載する際の注意事項 (MM2, 2 欄(a), (b), (f)又はこれに 相当する様式及び電子様式)	なし
1.2 優先権主張 (MM2, 6 欄)		
1.2.1	部分優先 (基礎となる出願の一部に 基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.2.2	複合優先 (複数の基礎となる出願に 基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.3 標章 (MM2, 7~9 欄)		
1.3.1	登録可能な標章種別 (団体商標、証 明商標、保証商標)	団体標章 証明標章
1.3.2	1.3.1 の種別に応じて、求められる 証明書があるか(はい/いいえ)。求 められる証明書がある場合、提出時 期及び方法	はい 団体標章: 団体標章の使用に関する問題を規定する社団の定款 証明標章: 法人の場合の社団の定款及び非営利法人の場合の規約
1.3.3	登録可能な非伝統的商標の種類 (立 体、音、単色、位置、トレードド レス等) 及びそれらに係る要件	立体形状 他のものと組み合わせられていない色彩、色彩の組み合わせ、ホログラム、動き、その他の視覚的に認識できるもの。 記号、文字、図によって写実的に表現されるもの、又は、音や匂いのような視覚的に認識できないものの中で何 か他の視覚的手段によって表現されるもの。
1.3.4	標章の記述 (description) を求め る(求める/求めない)。求める場合、 記載例	必要
1.3.5	標章の記述が求められる場合であ って、MM2 に標章の記述を記載でき ない場合の出願人の対応方法	拒絶を受領する前又はあとで当該商標の追加の説明を提出する。
1.3.6	標準文字制度があるか(ある/な し)。ある場合、どのような文字が	ない

	標準文字の対象か (MM2, 7 欄(c))	
1.3.7	MM2, 8 欄(COLOR CLAIMED)に関する 留意事項	特に規定はないが、商標の陳述書が必要な他のものと組み合わせられていない色彩商標を除く。
1.3.8	MM2, 9 欄(MISCELLANEOUS INDICATIONS)に関する留意事項	特に規定はない
1.4 商品・役務の記載 (MM2, 10 欄)		
1.4.1	指定商品・役務の記載に関する留意 事項	NICE 分類及び KIPO の類似のグループ・コードに準拠すべし
1.4.2	官庁で受け入れ可能な商品・役務表 示を確認できるウェブサイトのリン ク	http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=31064&catmenu=m02_09_03_01&version=10
1.5 標章を使用する意思の宣言		
1.5.1	出願時に使用意思の宣言が必要か (必要/不要)。必要な場合、提出方 法	強制ではないが、以下の場合には、審査官は当該標章の使用意図を尋ねる。 a. 個人が巨額の資本又は設備を要する商品・サービスの事業を指定しているとき b. 出願人が、お互いに関連性のない多くの異なる商品・サービスについて商標出願しているとき c. 実際の使用意図を持たずに商標を登録するため、又は、他者の標章登録を妨害するため、出願書類が提出されているという疑いがあるとき
1.6 追加的な特徴		
1.6.1	ある場合には記載する (先行権 (seniority))	
2. (各国・機関における) 指定通報受領後の手続		
2.1 官庁による公報		
2.1.1	官庁による公報発行の有無(はい/ いいえ)	はい
2.1.2	ある場合、公報には何が記載される か	商標法を参照されたい http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=30765&lang=ENG (a) 出願人の氏名・住所 (企業の場合、その名称及び事業所の所在地) (b) 商標 (音響商標、匂い商標、又はその他の視覚的に認識できない商標の場合、「見本なし」を記入すべし) (c) 指定商品及びカテゴリーの分類

		(d) 出願番号及び日付（商標登録出願とみなされる国際出願の場合、国際登録番号と、国際登録又は事後指定の日付） (e) 出願の公示の番号及び日付 (f) 同法 第 2 条(1) 1 項に基づく商標の場合、そのような商標であることの表示 (g) 指定商品が追加される登録商標の登録番号、又は登録商標出願番号（指定商品についての追加登録出願に限る） (h) (a)～(g)の項目に記載されているもの以外で、商標登録出願又は指定商品の追加登録出願に関するもの (i) 同法第 6 条の(2)に該当することを表示している意図（同パラグラフに該当することによって公開が決定される商標登録出願に限る） (j) 同法第 9 条の(4)又は(5)に基づく関係又は協定の条項の要約（団体標章、地理的団体標章、証明標章、地理的証明標章の場合に限る） (k) 地理的団体標章又は地理的証明標章であることを示している意図（地理的団体標章又は地理的証明標章の場合に限る） (l) 同法第 2 条の(1) 1 (b)又は (c)に基づく商標であるなら、関連する商標に関する説明 (m) 同法第 24-3 条に基づく職権による訂正に関するもの (n) 音響商標、匂い商標、又はその他の視覚的に認識できない商標の場合、関連商標について同法第 9 条(3)項に基づく視覚的表現 (o) 音響商標の場合、第 9 条の(3)に基づく視覚的表現に従った音声ファイル
2.1.3	ある場合、ウェブサイトへのリンクはあるか	商標法施行規則 http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=25242&lang=ENG 商標法 http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=30765&lang=ENG
2.2 実体審査		
2.2.1	官庁は実体審査を行うか(はい/いいえ)	はい
2.2.2	実体審査を行う場合、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の双方を職権で審査するか	はい
2.2.3	官庁は、部分拒絶を行うか	いいえ
2.2.4	審査基準に関する情報（ウェブサイトのリンク）	商標法施行規則 http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=25242&lang=ENG 商標法 http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=30765&lang=ENG
2.3 異議申立		
2.3.1	異議申立の i) 起算日及び ii) 期間	i) 出願公開日

		ii) 2 ヶ月
2.3.2	異議を申し立てることができる者	誰でも
2.3.3	異議申立の機会、保護認容声明 (共通規則 18 規則の 3 に基づく) の前か後か	i) できない ii) 出願公開の時点で
2.4 第三者による意見陳述／情報提供の仕組み		
2.4.1	第三者による意見陳述／情報提供 の仕組みがあるか	ある
2.4.2	ある場合、意見陳述／情報提供の i) 起算日及び ii) 期間	i) 開始日なし ii) 登録又は拒絶査定（商標権保護又は条件付き拒絶が出される）前のいつでも
2.4.3	ある場合、意見陳述／情報提供を行 える者	誰でも
2.5 暫定拒絶通報		
2.5.1	暫定拒絶通報の言語	英語
2.5.2	領域指定の通報が官庁に送付され た日から、暫定拒絶通報の発送まで の期限(12 月/18 月)	18 ヶ月
2.5.3	マドリッド協定議定書 5 条 (2) (c) の 宣言があるか(はい/いいえ) *18 ヶ月の期間経過後に異議に基づ く暫定的拒絶の通報が行われる可 能性がある旨の通報	ある
2.5.4	指定通報日から First Office Action までの平均処理期間	5.6 ヶ月（2014 年） 5.8 ヶ月（2015 年 9 月時点で）
2.5.5	暫定拒絶通報への応答期限の i) 起 算日、ii) 期間、iii) 末日 * i) 起算日の例：官庁が暫定拒絶通 報を発送した日/国際事務局が暫定 拒絶通報を発送した日/名義人が暫 定拒絶通報を受領した日 *iii) 末日の例：名義人が応答を發 送した日/官庁が応答を受理した日	i) 条件付き拒絶の通知が届いた日 ii) 2 ヶ月（延長可能） iii) KIPO 長官の受理（郵便の場合、日付印が押された日）
2.5.6	暫定拒絶通報への応答期限の延長 が可能か(はい/いいえ)。可能な場 合は延長可能期間及び手続	できる。1 ヶ月につき 2 回まで 延長の請求書を提出する
2.5.7	暫定拒絶通報に回答する際に必ず 現地代理人が必要か(はい/いいえ)	必要
2.5.8	暫定拒絶通報に回答する際に名義 人が直接官庁へ手続可能か(はい/ いいえ)	できない

2.5.9	MM6 提出による Limitation で、国内 手続としても補正として認められ るか(はい/いいえ)	できる
2.5.10	MM6 が暫定拒絶の応答と認められる 場合、提出期限等について留意事項 があるか。 (例えば、MM6 が暫定応答期限内に 国際事務局に提出されている必要 がある、又は応答期限内に国際事務 局から官庁に Limitation 通報が送 付されている必要がある等)	MM6 様式で、条件付き拒絶の通知への応答期間内に国際事務局へ提出しなければならない
2.6 拒絶査定不服審判		
2.6.1	拒絶査定不服審判の請求可能時期	条件付き拒絶の通知を受領してから 30 日以内
2.6.2	拒絶査定不服審判の請求先の官庁	KIPO の IP 審判部
2.6.3	拒絶査定不服審判に関する情報 (ウ ェブサイトのリンク)	
3. 指定国官庁による保護認容声明後の手続		
3.1 登録		
3.1.1	保護認容声明(共通規則 18 規則の 3 に基づく通報)以外の、国内法に基 づく登録査定の発送があるか(はい /いいえ)。ある場合、送付先(名義 人/IB 代理人)	送付される 名義人又は現地の代理人
3.1.2	i) 登録証(registration certification)の自動的な発行は あるか(はい/いいえ)。ある場合、 送付先(名義人/IB 代理人)。 ii) 登録証の自動的な発行がない 場合、発効するよう要求することは 可能か(はい/いいえ)。可能な場合、 請求方法	発行される 名義人又は現地の代理人
3.1.3	登録に関する留意事項 (例えば、料金の支払等)	特に規定はない (無料)
3.1.4	登録維持に関する留意事項(取引に おける使用に係る宣誓書の提出等)	特に規定はない (無料)
3.2 代替		
3.2.1	官庁が(国内登録簿に)国際登録を 記載する手続を行うため、申請書の 提出を求めるか	はい
3.2.2	申請書の提出が可能なタイミング	登録後

	(出願中・登録後等)	
3.2.3	官庁が（国内登録簿に）国際登録を記載するために費用はかかるか	かからない
3.2.4	代替の判断はいつされるのか	登録が決定された時点
3.2.5	代替された国内登録と国際登録は併存するか	できる
4. その他		
4.1 無効審判		
4.1.1	無効審判の請求可能時期	5 年間
4.1.2	無効審判を請求できる者	当事者
4.1.3	無効審判の請求先	KIPO の IP 審判部
4.1.4	無効審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	
4.2 不使用取消審判		
4.2.1	不使用取消審判の請求可能時期	無期限
4.2.2	不使用取消審判を請求できる者	当事者
4.2.3	不使用取消審判の請求先	KIPO の IP 審判部
4.2.4	不使用取消審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	
4.3 商標権者又は使用権者の不正使用による取消審判		
4.3.1	不正使用による取消審判の請求可能時期	主張されている事実の消滅の日から 3 年以内
4.3.2	不正使用による取消審判を請求できる者	誰でも
4.3.3	不正使用による取消審判の請求先	KIPO の IP 審判部
4.3.4	不正使用による取消審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	通常の審判手続きに従って
4.4 その他、審判に関する情報		
4.4.1	その他、審判に関する情報	
4.5 国際登録の一部又は全部の効果の終了		
4.5.1	保護された国際登録の一部又は全部が無効審判等を理由に取り消された場合において、共通規則第 19 規則に基づく無効の通報が国際事務局へ送付される時期	登録部が KIPO の IP 審判部からの（無効などの）確定判決を受理したら直ちに、我々は KIPO 登録にそれを記録した後、国際事務局へ通知する。
4.6 マドリッド議定書第 9 条の 5 に基づく国際登録から国内又は広域出願への変更		
4.6.1	変更に関する留意事項（ある場合） 手数料の支払いが必要な場合、手数料の額	特に規定はない 手数料は現地の登録と同じである。

4.7 追加的な特徴		
4.7.1	ある場合には記載する（“Conversion” 等）	
5. 議定書上の宣言事項		
5.1	第5条(2)(b)に基づく拒絶通報のための期間を18箇月に延長する旨の宣言（宣言している／宣言していない）	宣言している
5.2	第5条(2)(c)に基づく18箇月経過後になされた異議申立に基づく拒絶通報を行うための宣言（宣言している／宣言していない）	宣言している
5.3	第8条(7)(a)に基づく個別手数料に関する宣言（宣言している／宣言していない）	宣言している
5.4	協定及び議定書第9条の4に基づく二以上の国である締約国の共通の官庁に関する通報（通報している／通報していない）	通報している
5.5	協定第14条(2)(d)に基づく宣言（条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5.6	議定書第14条(5)に基づく宣言（条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5.7	共通規則第7規則に基づく通報（標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報）（通報している／通報していない）	強制ではないが、以下の場合には審査官が標章の使用意図を尋ねる a. 個人が巨額の資本又は設備を要する商品又はサービスの事業を指定するとき b. 出願人がお互いに関連性のない多くの異なる種類の商品又はサービスに関する商標を出願するとき c. 出願人が実際の使用意図を持たずに商標登録をするため、又は他者の標章登録を妨害するため、出願書類を提出していることが疑われるとき

5. 8	共通規則第 17 規則(5) (d)に基づく通報（官庁に対する手続が全て完了していない場合であっても、国際事務局に対して拒絶に係る決定の通知を行う旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5. 9	共通規則第 17 規則(5) (e)（職権による暫定拒絶通報は、官庁に対する再審査の対象とならない旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5. 10	共通規則第 20 規則の 2(6) (a)に基づく宣言（ライセンスの記録を国内法令が定めていないために、国際登録簿におけるライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言していない
5. 11	共通規則第 20 規則の 2(6) (b)に基づく宣言（ライセンスの記録を国内法令が定めているが、国際登録簿におけるライセンスの記録は効力を有しない旨の宣言）（宣言している／宣言していない）	宣言している
5. 12	共通規則第 34 規則(2) (b)（国際事務局に支払うべき手数料を（国際事務局に代わって）徴収し、及び（国際事務局に）転送する旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない
5. 13	共通規則第 34 規則(3) (a)（個別手数料が二つの部分から構成される旨の通報）（通報している／通報していない）	通報していない